

下記の使用許諾契約書(以下契約書といいます)を、インストールする前にお読みください。

本契約書の内容にご同意いただいた場合にのみ、インストール以降の作業を行ってください。いかなる場合においても、製品のインストールを行った場合には、本契約書にご同意いただいたものと致します。

使用許諾契約書

イーストは、お客様に対し、本契約書とともにご提供する製品の日本国内においてのみ有効な譲渡不可能かつ非独占的使用権を下記条項にもとづき許諾し、同時にお客様も下記条項にご同意いただくものとします。

1) 定義

本契約で使用する用語を次の各号に掲げます。

1-1) 製品

製品とは、イーストが開発、製造し、その権利がイーストに帰属する、機械読み取り可能な形態の1つまたはそれ以上の数のファイル、またはフォルダ/ディレクトリとして提供されるコンピュータプログラムです。

収録されている書体は、日本リテラル株式会社と書体使用契約を締結しイーストが開発したものです。

2) 使用許諾

2-1) お客様は、製品を、同時に1台のコンピューター上においてのみ日本国内で使用でき、いかなる場合においても同時に2台以上のコンピューターの上では使用できません。

2-2) お客様は、製品を再使用許諾、譲渡、頒布、貸与、その他のいかなる方法によっても、第三者に使用もしくは利用させることはできません。ただし、お客様が占有し管理する1台のコンピューターにのみ製品がインストールされている場合に限り、第三者に使用させることができるものとします。

2-3) お客様は、商用・非商用(個人使用または団体および企業内で使用することにより直接的な営業収益を生じない)に関わらず、以下の用途にて製品を使用する事が出来ます。

◇印刷物・PDFの作成・配布 ◇タイトル制作、ロゴ制作

2-4) お客様は、製品の全部もしくは一部を修正、改変、逆アSEMBルまたは逆コンパイルしないものとし、または第三者にかかる行為はさせないものとします。

2-5) お客様が不特定多数のユーザ向けのWebサイトで製品を使用されることは原則できません。ご使用については、直接イーストにお問い合わせ願います。

2-6) クライアントにインストールせずサーバーのみに製品をインストールし複数のクライアントから参照するような場合は、使用するクライアントの台数分についてもライセンスが必要になります。ご使用については直接イーストにお問い合わせ願います。

3) 商用利用

3-1) お客様が、製品を以下の用途(商用利用)で使用する場合は、別途使用許諾料が必要となります。

以下の商用利用については、直接イーストにお問い合わせ願います。

◇デジタルコンテンツとしての使用(電子書籍、電子新聞、電子出版等) ◇電子表示用コンテンツ(デジタルサイネージ、TVテロップ等)としての使用 ◇文字セット組み込み使用(電子機器、アプリケーションソフト、携帯端末等への組み込み使用)

4) 製品の複製

4-1) お客様は、提供された製品の破壊防止のため、必要な場合に限り1セットの製品からその製品の1セットまでの複製物を作成できます。

5) 保証の否認、免責

5-1) イーストは、製品とその仕様がお客様の特定の目的に適合することならびに有効であることを保証いたしません。

5-2) イーストは、製品の運用に付随または関連して生じる直接的または間接的な損失または損害についていかなる場合においても一切の責任を負わないものとしまたは製品の使用に起因、または関連してお客様と第三者との間に生じたいかなる紛争についても一切の責任を負わないものとします。

5-3) イーストは、お客様がご利用になるコンピューターにおいて、イーストが意図した範囲を超える環境の相違があった場合には、製品が正しく動作することを保証いたしません。

6) 契約期間

6-1) 本契約の開始は、お客様が製品のインストールを行った時点より発効します。

6-2) 本契約の終了は、お客様が製品をコンピューターから削除し、製品およびその複製物を廃棄した時点で成立します。

6-3) お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、イーストは直ちに本契約を終了し、お客様の使用を停止させることができます。この場合、イーストは、お客様に製品の代金を返却いたしません。

7) 遵守状況の確認

お客様は、お客様の製品の使用について、イーストが適切な通知を行った上で、いつでも本契約遵守の確認のために監査することに同意するものとします。監査によってお客様が本契約の契約条件を完全に遵守していないことが明らかになった場合、お客様は、監査に関する費用に加え、契約違反に起因するイーストが被った損害額を弁償するものとします。

8) 直轄裁判所

本契約に関して当事者に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。